

# 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託

## プロポーザル実施要領

平成 26 年 12 月

枚方市上下水道局

# 目 次

## プロポーザル実施要領

### I. プロポーザル募集要項

第1章	プロポーザル募集要項	2
第1節	背景	2
第2節	目的	2
第3節	業務区域	2
第4節	委託業務範囲	2
第5節	委託期間	3
第6節	提案見積限度額	3
第7節	事務局	3
第8節	プロポーザルの実施スケジュールと手続き	3
第9節	参加資格要件	17
第10節	契約の締結	18
第11節	契約を締結しない場合	18

### II. プロポーザル業者選定基準

第2章	プロポーザル業者選定基準	20
第1節	審査の概要	20
第2節	選定基準	20

## I. プロポーザル募集要項

## 第1章 プロポーザル募集要項

### 第1節 中宮浄水場更新事業の背景

本市の水道事業は、昭和8年に通水を開始して以来、昨年度で80周年を迎えたが、管路や配水池などの多くの施設で老朽化が進み、南海トラフを震源とする巨大地震等に対する耐震性も不足しているのが現状である。

水道事業の根幹となる中宮浄水場では、磯島取水場（昭和59年竣工）から取水した原水を第1浄水場（昭和40年竣工）及び第2浄水場（昭和48年竣工）で凝集沈殿及び急速ろ過処理を行い、その後、高度浄水施設（平成10年竣工）においてオゾン接触及び粒状活性炭処理を経て水道水として最大日量13万 $\text{m}^3$ の供給を行っているが、これまで大規模な更新や改修が行われずに現在に至っている。

そこで、中宮浄水場の浄水施設全体の更新の基本的な方向性を整理し、より老朽化が進んでいる第1浄水場（凝集沈殿及び急速ろ過施設、日量9万 $\text{m}^3$ ）について、近接する予定地に建設・更新しようとするものである。

### 第2節 中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託の目的

中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（以下、「本業務」という。）は、本市の浄水場を更新するにあたり、現在の水道技術環境の中で、最適な浄水手法を決定し基本構想としてまとめ、第1浄水場の更新について基本設計を行うことである。

特に、現在の浄水技術は、横流式+急速ろ過方式などの従来型の浄水処理方式に加え、膜ろ過方式など新たな技術開発が進んでおり、その中で、淀川の表流水を原水とする本市の浄水施設として水質、建設、管理、費用、経営面など全ての要素を総合的に検討し、最適な浄水処理方式及び浄水施設の提案を実証実験結果など科学的な根拠に基づき基本構想としてまとめる。

そして、基本構想に基づき、第1浄水場の具体的な施設及び費用の概要を基本設計として作成する。

この、基本構想・基本設計の目的を達成するためには、様々な浄水処理方式を検討した上で基本構想をまとめ、基本設計を行う必要があるため、本プロポーザルにより高度な技術力と確実な業務執行体制を備えた事業者を検討のパートナーとして選定する。

### 第3節 業務区域

各業務の業務区域は、別途公表する「業務仕様書」に定めるものとする。

### 第4節 委託業務範囲

本業務で実施する業務は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細な内容は別途公表する「業務仕様書」に定めるものとする。

- (1) 基本構想策定業務

- (2) 官民連携手法検討業務
- (3) 浄水処理実証実験業務
- (4) 基本設計業務
- (5) 測量・地質調査業務
- (6) 耐震劣化診断業務
- (7) その他(1)から(6)に付帯する業務

※(1)、(2)、(3)については、第2次審査において主に評価を行う項目とする。

## 第5節 委託期間

委託期間は、契約締結日から平成30年9月28日(金)までとする。

ただし、基本構想策定業務及び浄水処理実証実験業務は、平成29年3月31日までに業務を完了し、当該業務に係る成果物を提出すること。

なお、業務の進行過程において、より優れた成果を上げるために、発注者(以下、「市」という。)と協議の上、期間を変更することがある。

## 第6節 委託金額の上限額

160,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 第7節 事務局

枚方市上下水道局 水道部 浄水課  
〒573-1030 枚方市中宮北町20-3(中宮浄水場内)  
TEL:072-848-5515(直通)

## 第8節 プロポーザルの実施スケジュールと手続き

### 1. スケジュール等

プロポーザルの実施スケジュールは原則として【表1】のとおりとする。ただし、変更する場合は参加申込者にこれを通知する。

【表1】 <プロポーザルの実施スケジュール（予定）>

内容	日程	配布・受付等
実施要領等の公表	平成26年12月18日(木)	総合契約検査室 (ホームページ)
参加表明書類の受付	平成26年12月18日(木) ～平成27年1月13日(火)	総合契約検査室 (郵送)
参加表明に関する質問書の受付	平成26年12月18日(木) ～平成26年12月25日(木)	総合契約検査室 (Eメール)
参加表明に関する質問書に対する回答の公表	平成27年1月7日(水)	総合契約検査室 (ホームページ)
参加資格確認の結果通知	平成27年1月20日(火)	事務局 (郵送)
第1次審査提出書類の受付	平成27年1月20日(火) ～平成27年2月10日(火)	総合契約検査室 (郵送)
第1次審査に関する質問書の受付	平成27年1月20日(火) ～平成27年1月27日(火)	総合契約検査室 (Eメール)
第1次審査に関する質問書に対する回答の公表	平成27年2月3日(火)	総合契約検査室 (ホームページ)
第1次審査の結果通知	平成27年2月20日(金)	事務局 (郵送)
第1次審査の結果に対する非選定理由の説明を 求めることができる期間	平成27年2月20日(金) ～平成27年2月27日(金)	事務局 (郵送)
第1次審査の結果に対する非選定理由の回答	平成27年3月6日(金)	事務局 (郵送)
第2次審査提出書類の受付	平成27年2月20日(金) ～平成27年3月31日(火)	総合契約検査室 (郵送)
第2次審査に関する質問書の受付	平成27年2月20日(金) ～平成27年3月4日(水)	総合契約検査室 (Eメール)
第2次審査に関する質問書に対する回答の公表	平成27年3月13日(金)	総合契約検査室 (ホームページ)
ヒアリングの実施	平成27年4月17日(金)	—
第2次審査の結果通知	平成27年4月24日(金)	事務局 (郵送)
評価結果の公表	平成27年4月24日(金)	事務局 (ホームページ)
第2次審査の結果に対する非選定理由の説明を 求めることができる期間	平成27年4月24日(金) ～平成27年5月8日(金)	事務局 (郵送)
第2次審査の結果に対する非選定理由の回答	平成27年5月20日(水)	事務局 (郵送)

## 2. 実施要領等の公表

### (1) 公表・配布方法

平成26年12月18日(木)より、下記「総合契約検査室ホームページ」(公募型プロポーザル関係)にて公表、配布する。

【総合契約検査室ホームページ】

[http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN\\_NO=0210&SCREEN\\_ID=PAN010](http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN_NO=0210&SCREEN_ID=PAN010)

### (2) 受付等に関する問い合わせ

枚方市役所 財務部 総合契約検査室  
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20  
TEL: 072-841-1345 (直通)

## 3. 参加表明書類の受付

本業務への参加を希望する者は、下記の要領に従い、参加表明書類を提出すること。

### (1) 受付期間等

#### ① 受付期間

平成26年12月18日(木)から平成27年1月13日(火)まで

#### ② 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局(枚方北局・枚方東局は不可)に必着するように郵送すること。なお、差出控えは、参加資格確認結果通知書を受領するまで保管すること。

<郵送宛先>

〒573-0027 枚方郵便局留 枚方市役所財務部 総合契約検査室 行  
「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 参加表明書類」

### ③ 提出書類

提出書類の内容等については、下記による。なお、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正・副各1部を提出すること。

【表2】＜参加表明書類一覧＞

名称	様式	サイズ
参加表明書	様式1	A4
参加資格確認書	様式2	A4
管理技術者の資格確認書	様式3	A4
資本関係又は人的関係に関する申告書	様式4	A4
設計業務実績の確認書類（※1）	—	任意
管理技術者の雇用関係を証明する書類（※2）	—	任意
管理技術者の資格を証明する書類（※3）	—	任意

（※1）設計業務実績の確認書類は、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）、TECRIS（業務カルテ）の写しなど、設計業務の実績内容が分かる書類を提出すること。また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。

（※2）管理技術者の雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれかを提出すること。

（※3）管理技術者の資格を証明する書類は、資格証の写しを提出すること。

#### （2）参加に係る制限事項

- ① 参加表明書類の提出は、1者につき1件とする。
- ② 設計共同体による参加は認めない。
- ③ 参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者が主たる参加事業者として参加することはできない。

#### （3）参加資格を満たさない場合の取り扱い

参加表明書類に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者は、第1次審査提出書を提出することができない。



#### 4. 参加表明に関する質疑の受付及び回答の公表

##### (1) 受付期間

平成 26 年 12 月 18 日（木）から平成 26 年 12 月 25 日（木）正午まで

##### (2) 提出方法

質疑はEメールのみとする。様式 17 に質疑事項を記載の上、Eメールに添付して下記のアドレスに送信すること。

【E-mail アドレス】 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

##### (3) 注意事項

上記の受付期間は、参加表明に関する質問についてのみの受付期間である。第 1 次審査及び第 2 次審査に関する質問については、別途機会を設けるため、参加表明に関する質問のみ行うこと。

##### (4) 回答日及び回答方法

平成 27 年 1 月 7 日（火）午後 1 時より、総合契約検査室ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

#### 5. 参加資格確認の結果通知

参加資格確認の結果を、参加表明書類を提出した者に対して、平成 27 年 1 月 20 日（火）に「参加資格確認結果通知書」を郵送にて発送する。

#### 6. 第 1 次審査提出書類の受付

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると判断された者は、下記の要領に従い第 1 次審査提出書類を提出すること。

##### (1) 受付期間等

###### ① 受付期間

平成 27 年 1 月 20 日（火）から平成 27 年 2 月 10 日（火）まで

## ② 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、差出控えは、第1次審査結果通知書を受領するまで保管すること。

＜郵送宛先＞

〒573-0027 枚方郵便局留 枚方市役所財務部 総合契約検査室 行  
「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 第1次審査提出書類」

## ③ 提出書類

提出書類の内容等については、下記による。また、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正・副各1部を提出するとともに、提出書類と同じ内容を保存したCD-ROMを1枚同封すること。

【表3】＜第1次審査提出書類一覧＞

名称	様式	サイズ
第1次審査書類提出書	様式5	A4
企業概要確認書	様式6	A4
管理技術者の経験・実績確認書（※1）	様式7	A4
主任技術者（土木）の経験・実績確認書	様式8	A4
主任技術者（建築）の経験・実績確認書	様式9	A4
主任技術者（電気）の経験・実績確認書	様式10	A4
主任技術者（機械）の経験・実績確認書	様式11	A4
第1次審査提出書類チェックリスト	様式12	A4
企業概要の確認書類（※2）	—	任意
各技術者の設計業務実績の確認書類（※3）	—	任意
雇用関係を証明する書類（※4）	—	任意
資格を証明する書類（※5）	—	任意
業務遂行体制（※6）	—	任意

（※1）参加表明書類で提出している管理技術者の資格確認書に記載している管理技術者を変更してはならない。

（※2）企業概要の確認書類は、企業概要関係書類、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるものを提出すること。（パンフレットの使用も可とする。）また、経営基盤を確認するため、直近2か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等）を提出すること。

- (※3) 各技術者の設計業務実績の確認書類は、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）、TECRIS（業務カルテ）の写しなど、設計業務の実績内容が分かる書類を提出すること。また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。
- (※4) 雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれかを提出すること。
- (※5) 技術者の資格を証明する書類は、資格証の写しを提出すること。なお、管理技術者については、提出を不要とする。
- (※6) 業務遂行体制は、本業務を遂行する上で必要となる人員数、役割、業務分野間の連絡調整方法等が確認できるものを作成すること。様式は任意とする。

## (2) 配置予定技術者

### ① 技術者の配置

- ア 管理技術者の他に土木、建築、電気、機械の業務分野に掲げる主任技術者を配置すること。
- イ 管理技術者は、各主任技術者を兼務していないこと。
- ウ 主任技術者は、他の業務分野の主任技術者を兼務していないこと。
- エ 管理技術者は、発注者（以下、「市」という。）との定例的な打合わせに毎回出席できること。
- オ 主任技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括するものであり、市との定例的な打合わせに毎回出席できること。

### ② 技術者の雇用関係

- ア 管理技術者が応募事業者に所属していること。
- イ 各業務分野の主任技術者が応募事業者に所属していること。

### ③ 技術者の変更禁止

本業務における管理技術者、各主任技術者は、第1次審査の提出書類に記載された者は原則として変更できない。ただし、やむを得ないと市が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

## (3) 第1次審査の評価の視点

【表4】の視点に基づき評価を行う。

【表 4】 < 第 1 次審査評価項目及び評価の視点 >

評価項目		評価の視点		
企業の内容に関する事項	企業の概要及び財務状況	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。		
	受託実績	本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。	過去 15 年以内の処理量 45,000 m <sup>3</sup> /日以上を有する浄水場の更新における、基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績	
			官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務等の実績	
	業務遂行体制	責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。	主任技術者	土木
建築				
			電気	
			機械	
	業務遂行体制が適切に提案されているか。			

## 7. 第 1 次審査に関する質疑の受付及び回答の公表

### (1) 受付期間

平成 27 年 1 月 20 日（火）から平成 27 年 1 月 27 日（火）正午まで

### (2) 提出方法

質疑は E メールのみとする。様式 18 に質疑事項を記載の上、E メールに添付して下記のアドレスに送信すること。

【E-mail アドレス】 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

### (3) 注意事項

上記の受付期間は、第 1 次審査に関する質問についてのみの受付期間である。第 2 次審査に関する質問については、別途機会を設けるため、第 1 次審査に関する質問のみ行うこと。

#### (4) 回答日及び回答方法

平成 27 年 2 月 3 日（火）午後 1 時より、総合契約検査室ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

### 8. 第 1 次審査の結果通知

#### (1) 審査結果の通知

第 1 次審査を通過した者（5 者程度）に対しては、平成 27 年 2 月 20 日（金）に第 2 次審査提出書類の提出要請及びヒアリングの場所・時間を記載した「第 1 次審査結果通知書」を郵送にて発送する。また、第 1 次審査を通過しなかった者に対しては、その理由を記載した「第 1 次審査結果通知書」を発送する。

#### (2) 審査結果に係る理由の説明

第 1 次審査を通過しなかった者は、市に対して平成 27 年 2 月 27 日（金）までに書面を郵送にて提出し（事務局宛、当日消印有効）、理由の説明を求められることができる。

市は理由の説明を求められたときは、平成 27 年 3 月 6 日（金）までに説明を求めた者に書面による回答を郵送にて発送する。

### 9. 第 2 次審査提出書類の受付

#### (1) 受付期間等

##### ① 受付期間

平成 27 年 2 月 20 日（金）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

##### ② 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で受付期間内に枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、差出控えは、第 2 次審査結果通知書を受領するまで保管すること。

<郵送宛先>

〒573-0027 枚方郵便局留 枚方市役所財務部 総合契約検査室 行  
「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務委託 第 2 次審査提出書類」

### ③ 提出書類

提出書類の内容等については、下記による。また、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正本1部、副本6部（価格提案書は除く）を提出するとともに、提出書類と同じ内容（価格提案書は除く）を保存したCD-ROMを1枚同封すること。

なお、正本の表紙には代表者印を押印し、副本にはその写しを添付すること。

【表5】＜第2次審査提出書類一覧＞

名称	様式	サイズ
第2次審査書類提出書	様式13	A4
技術提案書	様式14	A4（※1）
価格提案書（※2）	様式15	A4（1部）
第2次審査書類提出書チェックリスト	様式16	A4

（※1）技術提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A4サイズに限らずA3サイズとしても良い。ただし、その場合はA3横長横書きを原則とし、A4サイズのファイルに折り込んで綴じることができるように作成すること。

（※2）「中宮浄水場更新基本構想・基本設計業務 価格提案書」と朱書きした封筒に封入し、印鑑（参加表明書で使用するもの）で割印すること。また、封筒裏面には、差出元である応募者の住所、商号又は名称を記入すること。なお、封筒は郵送中の破損等に十分に耐え得る丈夫なもの又は外封筒、中封筒の二重封筒とするなど厳重に封をし、上記第2次審査提出書類に同封すること。

## （2）技術提案書作成要領

### ① 記載内容全般

ア 募集要項で提案及び提示を求めている全ての事項に関して記述すること。

イ 基本的な考え方を簡潔に記述し、文章を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、写真等は使用してもよいが、設計内容が具体的に表現されたものとはしないこと。

ウ 造語及び略語については、初出の個所に定義を記述すること。

エ 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。

オ 数字はアラビア字体を使用すること。

カ 応募者の企業名を伏せて選定を行うため、技術提案書の記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような表現は用いないこと。

キ 各様式に記載されている注釈は、削除して構わない。

## ② 書式

- ア 使用する用紙サイズは上記の規定に従うこと。
- イ 技術提案書の記述方法は、A 4 縦長横書きを原則とする。
- ウ 印刷形式は、A 4 は両面、A 3 を用いる場合は片面とする。
- エ 文字の大きさは 10.5pt 以上とすること。
- オ 様式集を参考に、Microsoft Word 形式(イラスト等の作成ソフトは自由)で作成すること。
- カ 複数枚となる場合は、様式の右肩にページ番号を振ること。(例：1/3、2/3、3/3)  
 ※イメージ図等を使用する場合は、その用紙にもページ番号を振ること。

### (3) 第2次審査の評価の視点

【表6】の視点に基づき評価を行う。

【表6】＜第2次審査評価項目及び評価の視点＞

評価項目		評価の視点
業務委託内容に関する事項	基本構想策定業務	本業務で検討する各施設の運営条件、処理能力、健全性等、事前に把握しておくべき前提条件について、その内容が正しく把握されているか。
		施設規模、浄水処理方法、施設計画、事業工程、概算事業費等について、どのような方法と作業によりこれらを検討していくのか。
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。
	官民連携手法検討業務	本業務で検討する各施設の施設整備及び運転管理業務の全容について正しく把握されているか。
		官民連携の手法を導入する場合について、これをどのような方針と作業により行うのか。また、どのような評価項目によってそれぞれの官民連携手法の比較評価をする方針か。
		その他、当該業務の検討において、優れた提案があるか。
	浄水処理実証実験業務	実証実験をどのような方針と作業により行うのか。どのような水準の実験を実施するのか。
		実験結果をどのように活用することで浄水処理方式を決定するのか。その手順が明確になっているか。
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。

#### (4) 最優秀提案者の選定基準

総合評価点（100 点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。審査基準の詳細は、第 2 章「プロポーザル業者選定基準」による。

#### (5) 第 2 次審査におけるヒアリングの実施

##### ① 開催時期

平成 27 年 4 月 17 日（金）を予定している。場所と日程については、第 2 次審査提出書類の提出要請時に送付する第 1 次審査結果通知書に記載する。なお、透明性を確保する観点から、ヒアリングは一般公開で開催する予定である。

##### ② 所要時間

技術提案書に基づき、説明 20 分間、質疑応答 20 分間程度とする。

##### ③ 出席者

管理技術者及び各主任技術者のうち 3 名以内（機械操作者は除く）とし、説明は管理技術者が行うこと。

##### ④ 説明資料

技術提案書以外の資料は使用不可とする。ただし、技術提案書の文章を補完するイメージ図等のパネル化及びプロジェクターの使用は可とする。

#### 10. 第 2 次審査に関する質疑の受付及び回答の公表

##### (1) 受付期間

平成 27 年 2 月 20 日（金）から平成 27 年 3 月 4 日（水）正午まで

##### (2) 提出方法

質疑は E メールのみとする。様式 19 に質疑事項を記載の上、E メールに添付して下記のアドレスに送信すること。



### (3) 回答日及び回答方法

平成 27 年 3 月 13 日（金）午後 1 時より、総合契約検査室ホームページ（質疑回答公表）にて掲載する。

#### 1 1. 第 2 次審査の結果通知

##### (1) 審査結果の通知

第 2 次審査の結果は、第 2 次審査に係るヒアリングに参加した者に対して、平成 27 年 4 月 24 日（金）に「第 2 次審査結果通知書」を郵送にて発送する。

##### (2) 審査結果に係る理由の説明

最優秀提案者として選定されなかった者は、市に対して平成 27 年 5 月 8 日（金）までに書面を郵送にて提出し（事務局宛、当日消印有効）、非選定理由の説明を求めることができる。

市は理由の説明を求められたときは、平成 27 年 5 月 20 日（水）までに説明を求めた者に書面による回答を郵送にて発送する。

#### 1 2. 評価結果の公表

最優秀提案者の選定後、必要な手続きを経て平成 27 年 4 月 24 日（金）に事務局のホームページにおいて評価結果を公表する。

#### 1 3. 審査

本プロポーザルの審査は、第 2 章「プロポーザル業者選定基準」に基づいて 2 段階審査方式で実施する。

##### (1) 選定審査会

第 1 次審査及び第 2 次審査は、【表 7】に示すとおり、学識経験者等で構成する中宮浄水場更新基本構想・基本設計プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）が審査を行う。

【表 7】＜選定審査会委員＞

(50 音順)

氏 名	所属・役職等
寺嶋 勝彦	大阪市水道局 技術監
中室 克彦	摂南大学理工学部 教授
堀 真佐司	大阪広域水道企業団 副理事
宮内 潔	日本水道協会大阪支所 支所長
村上 俊英	税理士

## (2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類が募集要項の提出方法に適合しない場合。
- ② 提出書類が募集要項及び様式に示された条件に適合しない場合。
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ④ 応募者及び協力事業者が、選定審査会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合。
- ⑤ ヒアリングにおいて、指定された時間に遅れた場合。
- ⑥ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- ⑦ その他、本実施要領等に違反する等、選定審査会が不適格と認めた場合。

## (3) 審査基準

本プロポーザルにおける審査基準については、第 2 章「プロポーザル業者選定基準」による。

### 14. 本事業の変更及び中止

- (1) 市は、本プロポーザルへの応募者が 1 者のみの場合又は第 1 次審査の通過者及び第 1 次審査通過後の辞退等により第 2 次審査が 1 者のみとなった場合は、本プロポーザルを中止する。
- (2) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業の変更又は中止をする場合がある。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の中止となる場合は、応募者に対して市は一切の責任を負わない。

### 15. その他

- (1) 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された提出書類等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認

められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した応募者がすべて負うこと。

- (4) 市は、最優秀提案者の提案に関し、市が必要と認める場合は、提出書類等を提案者の承諾を得ずに無償で使用、複製の作成及び公開ができるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等の作成に要した費用及び旅費その他この提案の参加に関して要した費用は、応募者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、枚方市情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公開する。
- (7) 参加資格確認結果通知書により、本業務への参加資格を有すると判断された者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、平成 27 年 2 月 10 日（火）までに辞退届（様式 20）を事務局に提出すること。  
また、第 1 次審査を通過した者が、第 2 次審査提出書類の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、平成 27 年 3 月 31 日（火）までに辞退届（様式 20）を事務局に提出すること。
- (8) 参加表明書類を提出した日から第 2 次審査の結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消す。

## 第 9 節 参加資格要件

本プロポーザルの応募者は、次に掲げるすべての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 単体で参加表明書を提出すること。
- (2) 本市において、「建設コンサルタント等（土木設計に限る。）」で登録している者であること。
- (3) 過去 15 年以内に、処理量 45,000 m<sup>3</sup>/日以上浄水場の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請としての施行実績を有すること。
- (4) 過去 15 年以内に、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：官民連携）のノウハウを取り入れたコンサルティング業務の元請としての施行実績を有すること。
- (5) 配置予定管理技術者は、直接雇用する技術士（上下水道部門、選択科目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に規定する建設コンサルタント技術管理者（上水道及び工業用水道部門の者に限る。）を配置すること。
- (6) 配置予定管理技術者は、業務全般の技術的監理を行える者であること。
- (7) 参加表明書類の受付終了日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- (8) 参加表明書類の受付終了日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (9) 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
- (10) 第 2 次審査の結果を通知した日において、営業停止中でないこと。

- (1 1) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (1 2) 選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

## 第10節 契約の締結

### 1. 最優秀提案者の取扱い

第2次審査により選定された最優秀提案者（契約候補者）を相手方として市は契約交渉を行う。

### 2. 契約交渉及び見積書の提出

市は、契約候補者の提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定め、価格提案書を基に見積りの徴収を行う。ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い見積りの徴収を行う。

### 3. 見積り金額と見積書の提出

見積り金額は、価格提案の範囲内とする。なお見積書の提出にあたっては、内訳書も併せて提出すること。

## 第11節 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、契約候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格の100分の3に相当する金額を市に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由がなく契約を締結しない場合も同様とする。

- (1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する本市の要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てを行ったとき。
- (4) 営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。
- (5) 提出書類等に虚偽があった場合。

## Ⅱ. プロポーザル業者選定基準

## 第2章 プロポーザル業者選定基準

この基準は、本業務の受託者を決定するにあたって、最優秀提案者（選定候補者）を選定するための方法、手順、審査基準等を示したものであり、募集要項、様式集、業務仕様書と一体のものとして扱うものとする。

### 第1節 審査の概要

#### 1. 審査の方法

本業務を実施する事業者の選定方法は、プロポーザル方式とし、応募者から提出された提出書類の内容を基に、選定審査会により審査を行う。

審査は、「第1次審査」と「第2次審査」から構成され、いずれも審査内容を採点基準により得点化する。

#### 2. 第1次審査

第1次審査提出書類の内容を基に、事業者としての経営基盤の安定性及び設計実績、配置予定技術者の能力及び設計実績、本業務の遂行体制について審査し採点（40点満点）を行う。

第1次審査においては、参加資格を有すると認められる応募者の中から、上位5者程度を上限として通過者を選定する。

#### 3. 第2次審査

第2次審査は、第1次審査の通過者を対象として、第1次審査の評価に加え、技術提案書、ヒアリングの内容を基に、本業務の要求する趣旨をどの程度理解し、提案されているかについて審査・採点（100点満点）を行い、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定し、以下、合計点数の順に次点以降の順位付けを行う。

### 第2節 選定基準

#### 1. 採点基準

審査の採点基準は、特別に定めるもののほか、【表8】に示す6段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対する係数を乗じて算出するものとする。

なお、評価点は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算出する。

【表 8】＜第 1 次、第 2 次審査の評価項目・配点に対する係数＞

評価区分	評価	配点に対する係数
A	優秀である／高度な能力を有している	1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である	0.6
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.4
E	満足できない／能力が乏しい	0.2
F	評価の対象外	0.0

## 2. 第 1 次審査の選定基準

【表 9】＜第 1 次審査の評価項目・配点＞

評価項目		評価の視点		配点	小計	
企業の内容に関する事項	企業の概要及び財務状況	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。		10 点	10 点	
	受託実績	本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。	過去 15 年以内の処理量 45,000 m <sup>3</sup> /日以上を有する浄水場の更新における、基本構想の策定、基本設計、実施設計業務等の実績	5 点	10 点	
			官民連携手法導入可能性調査、アドバイザー業務等の実績	5 点		
	業務遂行体制	責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。	主任技術者	土木	3 点	20 点
				建築	3 点	
電気	3 点					
機械	3 点					
	業務遂行体制が適切に提案されているか。			8 点		
合計				40 点		

### (1) 技術者資格の評価

技術者資格の評価は、本業務を担当する主任技術者が所有する資格及び本業務と同様の業務経験の有無により、【表 1 1】及び【表 1 2】から下記の算出式により評価点を算出する。

【表 1 0】＜主任技術者ごとの評価点の算出式＞

主任技術者ごとの評価点 = 3点 × 【表 1 1】の係数 × 【表 1 2】の係数
--

【表 1 1】＜技術者資格の評価項目・配点に対する係数＞

分担業務分野	評価を行う技術者資格	配点に対する係数
土木	技術士（上下水道又は建設部門）、土木学会上級技術者	1.0
	RCCM、土木学会一級技術者	0.8
	その他	0.2
建築	一級建築士	1.0
	その他	0.2
電気	技術士（電気電子部門）、設備設計一級建築士	1.0
	その他	0.2
機械	技術士（衛生工学部門・機械部門）、設備設計一級建築士	1.0
	その他	0.2

【表 1 2】＜主任技術者経験の評価項目・配点に対する係数＞

評価の視点	経験の有無	配点に対する係数
担当する業務分野ごとの主任技術者が本業務と同様の業務経験等があるか。	有	0.7～1.0
	無	0.6

## （2） 第 1 次審査通過者の選定方法

企業の概要及び財務状況、受託実績及び業務遂行体制の評価（40 点満点）を行い、各委員の平均値（小数点第 1 位（小数点第 2 位を四捨五入））を第 1 次審査の評価点とし、評価点の高い者から 上位 5 者程度を第 1 次審査通過者に選定する。また、評価点在同一の場合は、業務遂行体制の評価点の高い者を上位者とする。



### 3. 第2次審査（最優秀提案者）の選定基準

【表13】＜第2次審査の評価項目・配点＞

評価項目		評価の視点	配点	小計
業務委託 内容に関 する事項	基本構想 策定業務	本業務で検討する各施設の運営条件、処理能力、健全性等、事前に把握しておくべき前提条件について、その内容が正しく把握されているか。	15点	35点
		施設規模、浄水処理方法、施設計画、事業工程、概算事業費等について、どのような方法と作業によりこれらを検討していくのか。	15点	
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5点	
	官民連携 手法検討 業務	本業務で検討する各施設の施設整備及び運転管理業務の全容について正しく把握されているか。	5点	15点
		官民連携の手法を導入する場合について、これをどのような方針と作業により行うのか。また、どのような評価項目によってそれぞれの官民連携手法の比較評価をする方針か。	5点	
		その他、当該業務の検討において、優れた提案があるか。	5点	
	浄水処理 実証実験 業務	実証実験をどのような方針と作業により行うのか。どのような水準の実験を実施するのか。	10点	25点
		実験結果をどのように活用することで浄水処理方式を決定するのか。その手順が明確になっているか。	10点	
		その他、当該業務の検討において優れた提案があるか。	5点	
価格の評 価	提出された提案価格について評価を行う。		5点	
			小計	80点
第1次審査評価点に1/2を乗じて得た得点を加算する。				20点
			合計	100点

#### (1) 提案価格の評価

評価の対象金額は、本業務に対する「提案価格」とし、【表14】に示す算定式により価格評価点を算出する。価格審査の配点は5点とし、小数点第2位以下を四捨五入し、算出するものとする。

【表14】＜価格評価点の算出式＞

$\text{価格評価点} = 5 \text{点} \times \left( \frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{当該事業者の提案価格}} \right)$
---

## (2) 最優秀提案者の選定方法

各委員の平均値（小数点第1位（小数点第2位を四捨五入））を第2次審査の評価点とし、総合評価点（100点満点）の合計値の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点が同一の場合は技術提案書の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。